改正
新版

御家集八

御家古状揃

今川了俊ハ足利義詮ノ
八幡右京義家より
五代足利左馬頭
義氏の三男右馬
左馬頭尉足代の孫
今川伊豫守
貞世入道
了俊と号ス
九州探題
ト成
衛を文武の達人歌ハ
若子之世和歌ハ長子中務
お嬢仲秋より長の條目也

一生涯
芳盛画

神代六歌仙

素盞烏尊

抜ハ上天剣記ハ云出
雲ハ仁美郡之ハ
河上ハ上古海陸漢曲
もろ谷合ハ八波ハ
大花その中ハ石ハ
ア山ハ高ハ峯ハ
の雲ハ氣ハ立ハ雲
高ハ出ハ雲ハ立ハ
八ハ重ハ垣ハ籠ハ
こハ八重ハ垣ハ
中ハ妻ハ籠ハ

今川了俊對恩恩
仲秋制詞条々
不知文道武道
腐晴利本
好鶏奢道遊三益
集穀分本

一小遣之輩不逆紀明
命令背罷事

一大科之輩為員負
法令背免事

一貪民令沒倒神社
寺事

一光祖山寺塔婆
破懐私宅事

一君父重恩令忘却
忠孝事

一軽易重紀用不実
道御事

一不雑所業悪不正
貴賤の事

一我如御所ゝ御恵みの
同前の事

一金過ぎ沉溺他人之
慈悲の事

一不知分限驕奢式不
足之事

一失他人之理欲深貪婪
権威之事

一驕貴賤貧人没非
分法事

稲田姫百宮大
臣同し宮を住ひ
出雲の宮造して
ゆふくもの宮居
しめひろう今の
大社とあかめて
尊ぶ年経ての家
も荒れぬ
八雲立出雲
八重垣妻籠に
八重墻作る
その八重垣を

稲田姫
日をくれしがさく
さめれ戸を早
とぢよ心のやみ
一海よえすれ

その昔みよのくさの
名を出雲とよびつけ
その素盞烏尊を後
に大やしろ杵築大
明神 稲田姫は八重
垣大明神 大蛇の類
のあられできまつる水を
八本杉といふ腹の後
の流れ出つる水を
三刀並尾崎といふ
槐の槐のよる水を
等槐といふ八槽を
すれあひしは天剛
の神の陽ありその
東の岸に蛇の窟
西に東の岸の上の
有酒ふいく

一 非道而不可貪富貴之治
而不恨貧窮事

一 長酒宴遊興勝負忘
家職事

一 逐己利根輕萬端嘲
他人事

一 人來則捧座席不能
對面事

一 好獨樂不能施人之
隱居事

一 出家沙門背宗旨
正禮義事

彦火火出見尊

一 於分國並諸關令煩往還旅人事

一 武具衣裳己過分而下見苦事

一 貴賤不弁國家道理恒安楽事

右條々常可懸心弓馬合戰之儀者武士之道不珍間專要之

儀雖[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

海神の宮ゝり出る
それをとうて
荘厳美玉をちり
ばめ うつ前に二つ
の井ありその深ふ
湯津杜の樹葉を
ひそめふ立て居り
けるうちより
の美女出て水をく
むるをうけ給
見て樣子尋ね
ばやと
思ひ

恩愛[illegible]

[illegible]

權[illegible]

[illegible]

月氏[illegible]本國[illegible]

[illegible]

[illegible]

十[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

日本武尊ハ景行天
皇の皇子容貌美
女のごとし身の長一
丈余大力双びなし
時に熊襲の魁帥
命をそむく天皇日
本武尊にその征伐
を命じ給ふ尊十六
歳かみをときて美女に
やつしてすなはちよ
り梟帥のむらにいたり
を梟帥がそばにおき
この劔袖のうちより
吾にまさる大力な
きに今君に劣る
君の御名を日本

武と申べしとて死ぬ
これより後天皇四十
年に東夷そむく此
ときまた日本武尊
を大将軍とし吉備
武彦大伴日連を
さしそへ東国へ向
はしむ尊まづ伊勢
大神宮を拝し後
駿河に浮島が原より
いたりて賊[illegible]
どもに降参[illegible]
野火をもつて尊を
やき殺さんとす時
天の叢雲の

[illegible]

永享元年九月十日

[illegible]御教書

[illegible]

戦場に於て大将軍義経公
義経頼朝
打物大力長刀を
郭公大鳥
蒙武
大鳥

摩之嶋多知ハ開
摩之嶋
こゝハ此所の事ハ尾張て取を日本ハ右ハ日本紀ニあるり

弟橘媛

日本武尊東夷征伐のとき相模より上総へわたらんとしく船を出しすでのとき暴ふ悪風おこりく所船をくつがへさんとするいまこれ海神の祟りなりと云ことしうちに侶みはつる弟橘媛命とにかり是ハ

穂積氏忍山宿禰が女子かくるの妻あり尊の事けるわかる悪風おこり浪たかくて御船をまづかんときそこにて海神のこころなり妾か身をもつて尊の御命にかうり海の神のこゝろを鎮らむて大ふのめくみうちなげ百重千重かさねて荒波をわけくその身を投入れあふその

[illegible]

ちさいてくん人
今上総國の住吾妻
大權現もと武義の
葛西郡小村井村の
吾妻權現の社の

武内宿禰

日本紀に云神功皇
后脱に三韓戰むと
後に還り給ふ
田天皇攻籠給ふ
い〻陣屋のこと
を仲哀天皇の判版

雲雷山觀音寺縁起
摂津國武庫郡
打出浜の
武内宿禰
代官
人倉
教訓書

腰越狀

源義経
代官
伊勢義
忠重
太郎

武内宿禰を召して問給ふ
武内宿禰兎角川
のわたりにて三軍よ
今〳〵矢〳〵推続く
俄の弦の髮の中より
飛〳〵本刀を佩く
まことに皇后の命と
後アそしりて我今
何ぞ天下をむさぼ
んやと幼主を懷き
て考を浪速へ
移りて弦を
射〳〵云を捨よ思
熊を見よ
きて兵を
に水を投ず武内
よ敵〳〵

三韓攻略の事
筆者曰
高麗百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず

つかへ〳〵弦を
出し云を
云を進む思熊を
敗きて戦ふ
つぶて兵を打て
退く武内宿禰を追
ひ逢坂まで
云を中ぶる思熊を
げて入べき潮
を入れ水を注ぎて
薨ずる武内宿禰
その屍を探れば
見えざれば歌て曰
阿布彌能彌勢田
乃和多利耳介豆
久苫川多那加彌
須

世襲国威
後世
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫
筆者曰
高麗
百濟
新羅
倭
日本書紀
神功皇后
摂政前紀
仲哀天皇
九年
二月
熊襲
叛
神功皇后
紀
武内宿禰
水を投ず
武内宿禰
子孫

往古六歌仙

羅卜苑

この家経は孝元天皇の四世の孫武雄心命の子なり
人皇十二代景行天皇
十三代成務天皇
十四代仲哀天皇
十五代神功皇后
十六代應神天皇
十七代仁徳天皇
右六代弐百四十八年の国政をとり弥ひ仁徳天皇七十八年十月三百五十二歳にて薨ぞ

[illegible]

聖徳太子

吾光る縁起に云用明天皇三年八千六日宮の一天に矢合せてむひく戦ひ入乱れけるが太子守屋討なさんと三子孫の軍勢義ひ討とみ六遍うせ七孫まく落る度おつりけや卿じる余我兵千万よりもかの馬駒なさるお冠者太子を付しをしむちをおくかけ脱ふ[illegible]太子[illegible]

[illegible]

……の家臣
として出陣す弱臣子
きたる小川をへだて下
すでに死なんとせしかり
もとくたちさる太子
守屋が馬川を踰え
二丁斗遠のびる
その方へ行給ふ
ところに大きなる椋の木
かりくに駒をよせ
てやすらひ給ふ守
屋軍勢がさがすべき
ところにそれぞれ
ある彼の椋の木中
木二ツにわれさる
が太子これを遁
なりくその中へ……

せんかう守屋が軍勢さ
ししえを忙然と
て後方をしまう此
陣を引やとて鐘鼓
をおしく打かけ給ひ
かく椋の木まさに二ツ
にわれしを太子を
生しなる太子この
本をむかひ汝非情
のものとして不思
儀の事ありとなる
秘妙椋の大臣と号
なのけるとぞ
主寡住りに太
子をめし軍勢を
あつめ……の門に
……白……

位階財宝家督面目稀代之
重職候也後鏡源家
因茲備諸寺諸社
不残堂塔伽藍
捨身命大小神祇
通記文

関……
[illegible]

てしめひこつか
四天王の像を刻み
給ひいとく出陣
あらの日聖教切て
冥感天ふ通ト四
天王神明佛菩さ
慶ようてさ慶の
一族を始城ふ縁を
結ふこの四天王を奉
ろ〳〵て接及四天
まるを建立ーか
く後推古天王二十
一年癸酉十二月彩日
太子序屋山を通ら
せ給て記うを〳〵
非人あり右ふ逆
せさせあひくこび

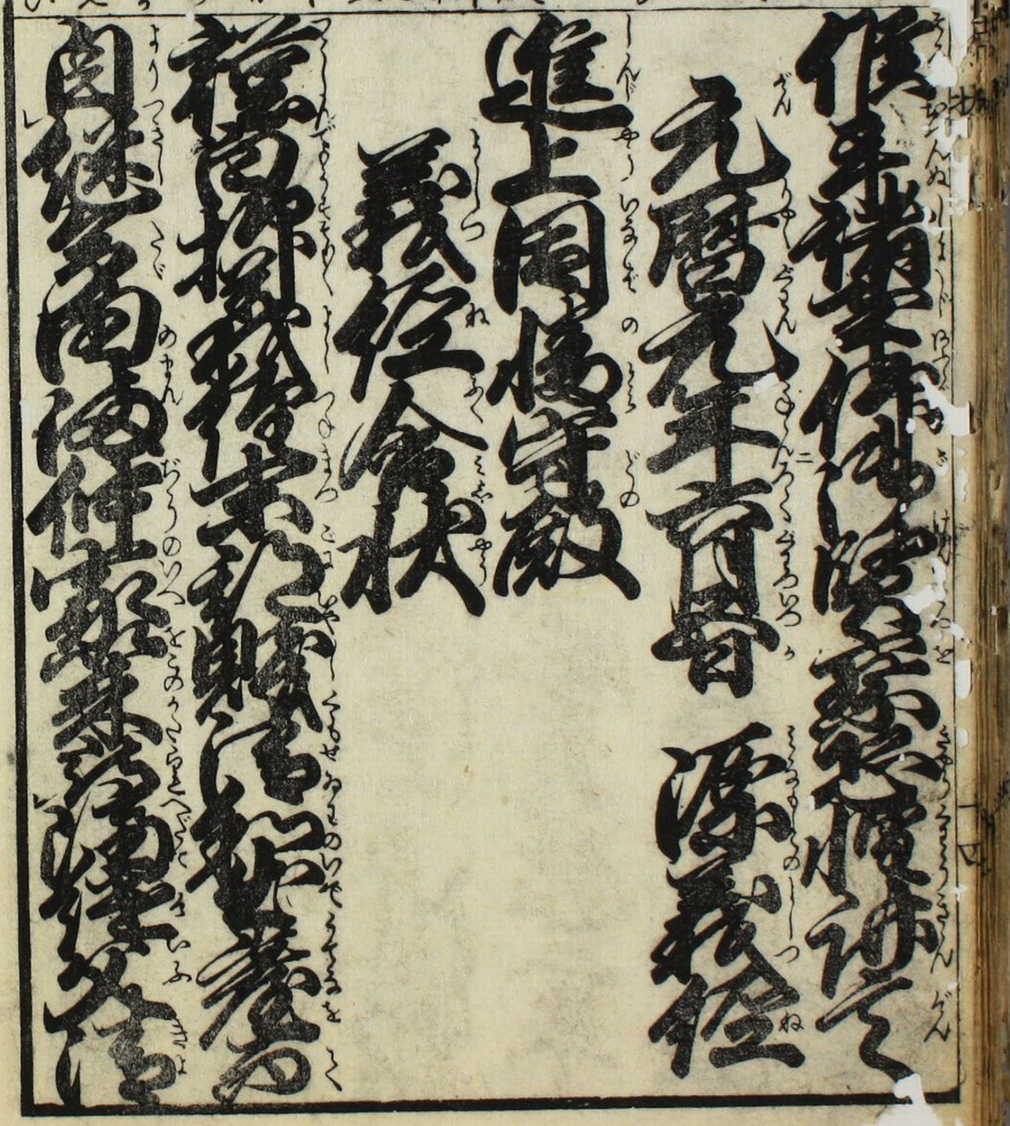

んふなびこを〳〵
右れてるや
片屋山の飢ふ
飢えの
臥せる旅人のまま
をやあ〳〵
飢えるは人の返し
いてるがや
屋の法川の法び
太子大君の御名い
ようとかし〳〵
とよ〳〵て死〳〵
太子見を森ヒ
人〳〵不憂臣て左る
御問ふ

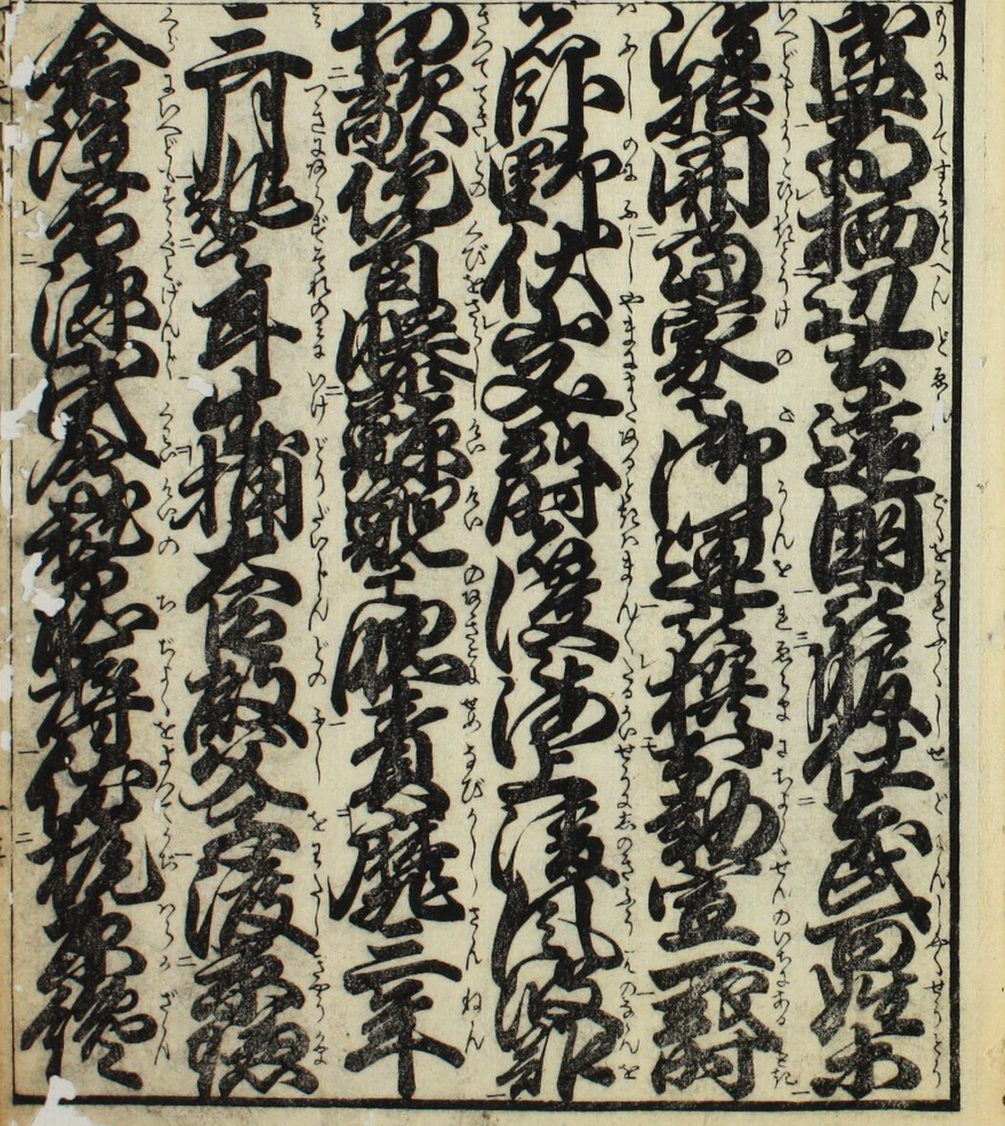

孫に当る摩の意紀
多くの孫を開け
い衣服のこと立くア
いろ〳〵を変る意
麻ちを建立ある
天智天皇

予時天皇の皇子中
大兄皇子と申す
皇極天皇孝徳天皇
斉明天皇右の後に
位を即き給ふ
ち天智天皇第一日
本紀に云義我入鹿
卿〳〵きゆゑ人を
そんじる山背王と
中臣鎌足の内子を
奪るこの王絶み原て

高麗百済新羅
任那倭
百済王
文淳王国四月百 義慈
尾張紙怒婦敏白
文淳王国四月百 義慈

進上源氏清和殺
雑虎状
抑新羅州鶏川山
自高麗来貢夜叉
宗判深鏡
異穢恐怖

蘇我中臣鎌足を神祇
伯と〳〵ゆりくるを中大
兄鎌足と申す 倉色の麻ぶ
を乙を討んと金山田麻
呂佐伯子麻呂大臣
連鎌田を巳令大極殿
よりあく中大兄の皇子
の麻ぶ佐く肩をきるに
づく子麻呂足をきろ
けきの麻まろびるぐ
天皇まもぶん〳〵て
馬ぶ罪と〳〵べ天皇に
祈けく巳ろくやて
皇極天皇中大兄の
まもの麻何のすぞや
ろ麻に向ふ中克や
〳〵人事天家をとり〳〵

□金や末九郎は
氣かまれば
名のらずして
ゆくへ猶が子ぞ

嵯峨天皇

桓武天皇第二の皇子なり[illegible]弘仁元年春上平城天皇[illegible]子の寵に逆ひ兄仲成が勧によつて位をかへらんと兵を近さんとす是によつて勅ありて諸軍を国々田村丸を大納言として都中を守らしむ上皇大いにおどろいて紀伊の[illegible]

竹武[illegible]
自[illegible]
寇[illegible]國[illegible]大將軍[illegible]
行[illegible]家[illegible]播[illegible]戰
懐[illegible]兵[illegible]
平城[illegible]刹[illegible]作

て某子と同樂しく関東に移きることを又田村丸を大将として文屋の綿丸を副将として佐幸をとゞむる田村丸身の大事とて祈り[illegible]ぬく深く加茂明神をいのり[illegible]修羅の霊そこれを遠りけることを将しき軍陣営を誘ひ戦ひ争ふかの神力加ありけるにや数多の軍神山をおかしで[illegible]ぞろの沢にてつひに仲成を射るに軍兵をことごとく逃ちらして上皇を宮に遷しまつる

仕[illegible]漢[illegible]天[illegible]陰
則[illegible]陣[illegible]
物[illegible]上[illegible]
夜[illegible]
河[illegible]
軍[illegible]

この元弘の頃、後醍醐天皇、
軍の力を藉らず天下
を奪ひ給せ給ひつゝ
我が皇家を守り
給へとの御願
和朝に於て天下安平
の基を築き給ひきの
千早振る神の御
住宮之図
天くだる
神代すぎにし
この御宮は加茂の社
みな世に注を思ひ
出づと言ふなり
八幡太郎義家
源氏の始祖なり
御九年の戦ひ

車〜美濃一郎左衛門尉
宗則係をせぐ〜
城中より張りけ〜
い真任兄弟さんぐ〜
よりつく義ゆ〜
我家ひうけ大喜
び弟さく〜衣代〜そ
わとろびよけ〜と宣
へば真任るのえるを
引ふ〜〜年を経〜
年の孔色のもの愛
さに」と付ふりけき
い我家つぐ〜矢を
弛て引ふ〜〜
〜後真任は我城ふ
付死〜孝宗任も
生ぶ〜き死へひき

弟家よ任ふ行ふ
若さ殿上人甚り
気をふ〜ん〜と嘆
〜れる梅の枝を
ふ〜〜任けるも仕
そ〜いひわれば宗
任とりの〜を一首
のぶと御〜ぶり
上人大よえぢふか
〜こよびふ〜れ
ふとして此後弟
家宗任を倡〜て
宗俊殿へ来〜き
〜よ軍の母ふを
物語らふ〜ふ大に
山西唐ふふ

て物ごとを学ぶ家にあり。こゝを良ねあるべしとも軍のたゝかひ
あれば愚ろうしたよりはたのみを家任ねじ
よ関こゝ義あるべ
の名ねまこと世ゝ
なりんとも見ええ
ばこゝを面房が
何こゝを安かねと
こゝ。是よ家家
とかくりけ見ば八嬬
この学ひさもかり
あんこゝを見より
面房よこゝひ云
法を学ぶをけるよ
是こゝをの徒を

合撰格式奏聞之者也
応永廿五年戊寅拾月廿日
文筆同罰廿七日
熊谷状
東寺雲海僧正
合撰海岳和尚奉

場所合戦有利仏法
敵軍敗北武勇運尽後
不後後雲霞群集成敗
寄所振旗寄
平家仮名多勝見之事勝合
沙汰奉聞撰之後亡者
かゝるの事かりし
しかんそ後源の
重家こゝ合戦のこゝ
家任大ねのこゝ出
こゝ家人こゝ
こゝ天下赤平
こゝ厚恩之報
こゝ今度の合戦こ
こゝ家任大先陣
を
一戦よ切こゝ
よ今こゝ
いひけとば事赤之
はうひこゝ
いこゝ
こゝ先陣こゝ都こゝ

世業相続無疑
雲義深図
不渝
寿永三年二月日　丹波実
進上　信濃殿
信盛

今月七日　摂州谷村対馬
死骸無遺物
郷谷深図海没
未知生死
為後世
お不実

六半ばかりの位
つぎ五位十八年に
父帝延喜元年三
月三日の日上皇かぐら
をあそばし〜ひく〜
院とやらの宮法
帝の位譲り
新院とも名ぬ院
者八の宮子弾正親
王を位につけ近
衛院とや一人者二
年七月廿九日天皇
崩〜御ありて新
第四の皇子雅仁親
王を位につけ鳥
羽上皇七月二日崩
御ありて同十一月宮法

子業先祖繁栄の御子羅
城門著作郎藤原清輪
新院崩御下臣藤原忠通
日吉社参詣実家身近侍未
離身無事藤原清輪双
親近藤原信西入道
入道信西実者間の御傍輩
其育傍人藤原清輪
職業自負彼花鳥風月
俗世間信西清輪
清輪信西入道
妻子四人伸く
天東に十五束ばかり
けるこの先八寸四
八ツ時を終り

院に位数ありこれ
を保元の合戦と
つかく新院を
云保判官為義の末子
やはり為義の末子
八郎為朝この方と
結西より上ものる
とを倒しく院へ
参る為朝が参双の
ちもくしく生き酒
くるめや身の丈七
尺五寸と日南二ツよ
きくちくちるの腕
妻子四人伸く
天東に十五束ばかり
けるこの先八寸四
八ツ時を終り

[illegible]小長[illegible]
遠くへ[illegible]さて
合戦のはじめ先に
進んで伊東六が
むなを板を射通し
[illegible]矢は後[illegible]
みし伊東五が射
向の袖に返しく
ぞ立[illegible]時
義朝の軍下
知して立けれ[illegible]
とも
射[illegible]あげけてべ
らし放つ矢義朝が
甲の星を射けづり
後の[illegible]の門の
柱に一寸ばかり
立[illegible]身も毛も

無其[illegible]一[illegible]
[illegible]
例[illegible]
深[illegible]
[illegible]
書[illegible]

[illegible]年中之為朝
[illegible]
ひを射せしこそ
[illegible]合戦利なく
して筑紫浪人の儀
[illegible]流されて
[illegible]
[illegible]
滝川の
[illegible]
[illegible]

中昔六歌仙

源三位頼政

[illegible]

壽永三年二月十四日　経盛

熊谷次郎殿

大坂進状

今度為行向[illegible]
一國[illegible]諸浪[illegible]
意[illegible]先年秀頼[illegible]

これを哀み…して三位…れける のがれんため 修りけるに 本のもとに 志あるを知るべし 世にしらるあり 宇治川合戦のとき 源氏方にて七十余人…[illegible] …よりも…されけり 世をるも敵…を …ひやもくして 晴後の三途川

[illegible]之志を渡 …そくの人 …しけれ 既に源氏の…乱入す …して敵…とて 生害せられける されの一首 埋木の花さく…なかりしに 身のなる…ぞ かなしかりける

伊豆守仲綱 伊勢国の住人古市の白子党と名のり つまさき強る川中へさ…

殺[illegible]補[illegible]遂[illegible]
[illegible]
野[illegible]
補[illegible]之生捕[illegible]
治[illegible]安國寺[illegible]
之[illegible]

報[illegible]者之命[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
及陣所時[illegible]
首[illegible]

慶長十九年
大野豆馬殿
同返状
芳墨拝見仕候新題
こ歌御所ゑ
大関秀頼及十ゑ天下相
波辺堂さんぐゝ射
つゝくゝ先ゝす
くゝる之ゝふゝ射
かくされくゝ
づゝけすぐけゝを
仲綱ゝくゝ
ゝをぞゝまれる
白子堂
ゝふ雛歌の
よろひきゝ
うむのけゝろ
かゝと者れ
陸摩守忠度
年家物語
入道清盛の才藝
摩守忠度歌書者

波辺青木の猪俣数通の紀行
文上筆不有仰拝之年
石田治部少輔頼
天下不運之
春夏秋冬頼光拝
何初の新年歌書
とゝり狐川より馬
をゝ
ゝの者物をゝ
ゝ家俊成々のつ
ゝゝ
ゝを待死の
後千載集にこの一
をゝ
物語の月ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
さゝ泥や志賀の
那ゝ
ゝ
山桜
ゝ郎
文ゝ者の
ゝふせ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

但馬守經正

仙童の琵琶を神[illegible]

[illegible]

秘曲を深[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゑりとの花押を
後の人毒の碑として
後の人地中へ埋和
しるす石文形和と
わゝ紙まゝ和紙に
いとの石文を添し
うゝ
陸奥のいくそ
志のつゝをえそ
しぬかさ
ほくしてよ
毒のいしぶみ
熊谷二郎直實
熊谷次郎直實を
源氏一方の旗頭なり
しゞ平家方い武蔵
騎馬をかけ来り

加安徳帝を奪ひ
ゆくし軍船の沖
の方へ漕出をとるま
ゝ義経文覚文
覚文覚文覚文
上ゝゝゝゝ
ぶ船へとるをまやめ海
海をのゝゝ熊谷
けるよう覚盗引め
して組合ゝぶ
次郎と待ち合ゝ熊谷
とのそをとゝゝ世代え
ゝゝ
ゝゝ出家して
ゝゝ法名と
義ゝゝ
ゝ
ゝ
松風功

近世六歌仙

山名左衛督持豊
入道宗全

ほしのひのこのむ
ゆくすえまちうねく
家の名をうる
ものまぞ文ゆく

最明寺時頼

ゆくすえまちうねく
こころ人ゆく
ものゆくこころ
むゆくこころれ

尼子伊豫守綱久

ゆくすえまちうねく
こころ人ゆく
ものゆくこころ
むゆくこころれ

阿房宮華表柱
東京都市計畫
下水溝渠
阿房宮人口
知行方便問答
旬殺可為阿房
六月吉日　勇斎国芳

摘帯刀正行

ものゆくこころ
ものゆくこころ
ものゆくこころ
ものゆくこころ
いくぐむらぐん

摘正成

仁義愛敬
やはらぎ　武士道
ものゆくこころ
ものゆくこころ
萬里小路藤房卿

ものゆくこころ
ものゆくこころ
ものゆくこころ
ものゆくこころ

進上振袖三版

阿家若狭振袖

某

仮名垣魯文撰

東都書肆　江戸馬喰町四丁目　吉田屋文三郎板

仮名垣文庫